

令和元年度

# 監査結果報告

(定期監査)

令和2年3月

庄原市監査委員



## 第1 監査の対象

平成30年度に執行された財務に関する事務について、企画振興部企画課、企画振興部いちばんづくり課、企画振興部自治定住課、企画振興部農業振興課、企画振興部商工林業課、企画振興部観光振興課、比和支所総務室、比和支所地域振興室及び農業委員会事務局を対象とし、次の事務の監査を実施した。

また、監査に際し、必要に応じて平成29年度以前及び令和元年度に執行された事務も対象とした。

課及び室名	監査実施事務
企画振興部 いちばんづくり課	(1) 比婆いざなみ街道物語推進事業負担金支出事務(沿線資源連携促進支援補助金等) (2) 比婆いざなみ街道物語推進事業負担金支出事務(マラニック大会実施分) (3) ドローン活用推進事業負担金支出事務
企画振興部 自治定住課	(1) 空き家活用促進事業(空き家バンク)推進業務委託事務 (2) しょうばら縁結び事業推進業務委託事務 (3) 転入定住者住宅取得及び改修補助金交付事務
企画振興部 農業振興課	(1) 農業後継者育成事業返還金管理事務 (2) ワイン用ぶどう栽培及び醸造研究業務委託事務 (3) 中山間地域等空間基盤データ管理支援システム保守業務委託事務 (4) 農業振興事業(ブランド米推進事業)補助金交付事務 (5) がんばる農業支援事業補助金交付事務 (6) 食農教育モデル事業負担金支出事務
企画振興部 商工林業課	(1) 楽笑座光熱水費使用料管理事務 (2) 楽笑座浄化槽保守点検料等管理事務 (3) 楽笑座まちなかにぎわいづくり市民交流事業業務委託事務 (4) 竹の有効活用業務委託事務 (5) 有害鳥獣捕獲事業業務委託事務 (6) 中小企業振興条例助成金交付事務 (7) 庄原商工会議所運営補助金交付事務 (8) マツタケ山整備奨励金(補助金)交付事務 (9) しょうばら産学官連携推進機構負担金支出事務 (10) 広島県ツキノワグマ対策協議会負担金支出事務 (11) 庄原市有害鳥獣処理事業運営協議会負担金支出事務
企画振興部 観光振興課	(1) 庄原市庄原交流拠点施設(食彩館しょうばらゆめさくら)指定管理事務 (2) 魅力ある庄原さとやまブランディング業務委託事務 (3) 日本ピラミッド葦嶽山観光施設等管理業務委託事務 (4) 公衆便所清掃業務等委託事務(七塚駅公衆便所・畜産技術センター内公衆便所・七塚原(県大)公衆便所) (5) 庄原さくらフェスティバル実行委員会補助金交付事務 (6) 庄原よいとこ祭補助金交付事務 (7) 庄原観光いちばん協議会負担金支出事務 (8) 備北丘陵公園北エリア運営協議会負担金支出事務
比和支所 総務室	(1) 庄原市比和自治振興センター指定管理事務 (2) 自治振興区振興交付金及び特別振興交付金交付事務(庄原市比和自治振興区) (3) 庄原市比和デジタルテレビ中継放送局共同運営協議会負担金支出事務
比和支所 地域振興室	(1) 比和高齢者冬期安心住宅管理業務事務 (2) 庄原市比和温泉施設あけぼの荘管理業務委託事務 (3) 有害鳥獣捕獲事業業務委託事務

注) 網かけの事務については、財政援助団体等監査の結果報告書に掲載。

## 第2 監査の期間(事前調査を含む)

令和元年6月4日から令和2年3月6日まで

### 第3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課、室及び局の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課、室及び局から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

### 第4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われている。監査の結果は、次のとおりであるが、改善、検討を必要とするものについては、適切な措置を講じられたい。

なお、事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

#### 1 企画振興部いちばんづくり課

(1) 比婆いざなみ街道物語推進事業負担金支出事務（沿線資源連携促進支援補助金等）

（特記事項なし）

(2) 比婆いざなみ街道物語推進事業負担金支出事務（マラニック大会実施分）

（特記事項なし）

(3) ドローン活用推進事業負担金支出事務

（特記事項なし）

#### 2 企画振興部自治定住課

(1) 空き家活用促進事業（空き家バンク）推進業務委託事務

（特記事項なし）

(2) しょうばら縁結び事業推進業務委託事務

（特記事項なし）

(3) 転入定住者住宅取得及び改修補助金交付事務

補助金の繰越事業については、「補助金交付事務ハンドブック」に記載のとおり、補助事業期間の変更は軽微な変更にあたらないことから、計画変更承認申請を行うよう補助事業者を指導されたい。

### 3 企画振興部農業振興課

- (1) 農業後継者育成事業返還金管理事務  
(特記事項なし)
- (2) ワイン用ぶどう栽培及び醸造研究業務委託事務  
(特記事項なし)
- (3) 中山間地域等空間基盤データ管理支援システム保守業務委託事務  
(特記事項なし)
- (4) 農業振興事業（ブランド米推進事業）補助金交付事務  
交付決定時と実績報告時の事業費を比較すると大幅な減額となっており、「補助金交付事務ハンドブック」に記載されている計画変更承認申請を行うよう補助事業者を指導されたい。
- (5) がんばる農業支援事業補助金交付事務  
(特記事項なし)
- (6) 食農教育モデル事業負担金支出事務  
(特記事項なし)

### 4 企画振興部商工林業課

- (1) 楽笑座光熱水費使用料管理事務  
(特記事項なし)
- (2) 楽笑座浄化槽保守点検料等管理事務  
(特記事項なし)
- (3) 楽笑座まちなかにぎわいづくり市民交流事業業務委託事務  
仕様書にある会計年度終了後の事業報告書が提出されていないことから、受託者を指導されたい。
- (4) 竹の有効活用業務委託事務  
(特記事項なし)
- (5) 有害鳥獣捕獲事業業務委託事務  
(特記事項なし)

- (6) 中小企業振興条例助成金交付事務  
(特記事項なし)
- (7) 庄原商工会議所運営補助金交付事務  
(特記事項なし)
- (8) マツタケ山整備奨励金(補助金)交付事務  
(特記事項なし)
- (9) しょうばら産学官連携推進機構負担金支出事務  
(特記事項なし)
- (10) 広島県ツキノワグマ対策協議会負担金支出事務  
(特記事項なし)
- (11) 庄原市有害鳥獣処理事業運営協議会負担金支出事務  
(特記事項なし)

## 5 企画振興部観光振興課

- (1) 庄原市庄原交流拠点施設(食彩館しょうばらゆめさくら)指定管理事務  
指定管理者から業務の第三者委託及び自主事業の承諾について書面が提出されているが、承諾については、書面による事務手続に努められたい。
- (2) 魅力ある庄原さとやまブランディング業務委託事務  
(特記事項なし)
- (3) 日本ピラミッド葦嶽山観光施設等管理業務委託事務  
(特記事項なし)
- (4) 公衆便所清掃業務等委託事務(七塚駅公衆便所・畜産技術センター内公衆便所・七塚原(県大)公衆便所)  
書類を受理した日から14日以内に委託料を支払うことになっているが、支払いの遅延が見受けられた。契約内容に沿った支払いとなるよう努められたい。
- (5) 庄原さくらフェスティバル実行委員会補助金交付事務  
(特記事項なし)

- (6) 庄原よいところ祭補助金交付事務  
(特記事項なし)
- (7) 庄原観光いちばん協議会負担金支出事務  
(特記事項なし)
- (8) 備北丘陵公園北エリア運営協議会負担金支出事務  
(特記事項なし)

## 6 比和支所総務室

- (1) 庄原市比和自治振興センター指定管理事務  
(財政援助団体等監査結果報告書に記載)
- (2) 自治振興区振興交付金及び特別振興交付金交付事務(庄原市比和自治振興区)  
(財政援助団体等監査結果報告書に記載)
- (3) 庄原市比和デジタルテレビ中継放送局共同運営協議会負担金支出事務  
(特記事項なし)

## 7 比和支所地域振興室

- (1) 比和高齢者冬期安心住宅管理業務事務  
月別住宅使用料の納入通知書に納期限を記載するよう努められたい。
- (2) 庄原市比和温泉施設あけぼの荘管理業務委託事務
  - ア 仕様書にある会計年度終了後の事業報告書が提出されていないことから、受託者を指導されたい。
  - イ 会計年度終了時に検査調書が作成されていないことから、適正な事務に努められたい。
- (3) 有害鳥獣捕獲事業業務委託事務  
(特記事項なし)

## む す び

今回の定期監査では、企画振興部6課、比和支所2室及び農業委員会事務局の平成30年度に執行された財務に関する事務、併せて関連する1団体の財政援助団体等監査を実施したところであるが、本編で記載したとおり、一部の事務について改善の必要な点が見受けられた。

主な点としては、補助金の交付事務について、全体的には、市補助金交付規則、市各補助金交付要綱及び「補助金交付事務ハンドブック」等の理解や習得に努められた結果、適正な事務処理が行われているが、一部において計画変更承認申請の手続きが行われていない事象が見受けられた。補助事業者が、その必要性を把握することは困難である場合も考えられるので、補助事業者への適切な指導をされたい。

厳しい財政状況の中、多くの業務に取り組まれているところであるが、引き続き、関係法令を遵守するとともに、事務マニュアル等に従い適正な事務執行に努められたい。